

行政不服審査法の改正に伴う福岡市の情報公開請求及び
個人情報開示請求に係る不服申立ての審議手続について（報告）

【報告事項】

行政不服審査法が全面改正され、審査庁が指名する「審理員」による審理が新たに定められた。

しかし、情報公開請求及び個人情報開示等請求に係る不服申立ての審理手続については、従来のおり、審査会・審議会が実施機関から諮問を受けて答申をする方法を維持し、「審理員」の手続は適用除外とする方針とし、必要な条例改正を行うこととする。

（説明）**1 新行政不服審査法の成立と現行の福岡市の情報公開・個人情報開示請求に係る不服申立て****(1) 新行審法の成立**

- 平成26年に行政不服審査法は、公正性・利便性の向上等の観点から抜本的に改正され（平成26年6月13日法律68号により全面改正。以下「新行審法」という。）、平成28年4月から施行予定。

【主な改正事項】**■ 公正性の向上の観点**

- ① 審理員による審理の導入
- ② 裁決時の新第三者機関の点検
- ③ 審査請求人の権利の拡充

■ 国民の利便性の向上の観点

- ④ 不服申し立て期間の延長（6か月）
- ⑤ 手続の審査請求一元化
- ⑥ 争点・証拠の事前整理手続の導入等
- ⑦ 不服申立前置の見直し

(2) 福岡市の情報公開及び個人情報開示等請求に係る不服申立て

- 現行の情報公開請求・個人情報開示請求等（以下「公開請求等」という。）の不服申立ては、実施機関が審査会又は審議会（以下「審査会等」という。）に諮問し、実施機関はその答申を尊重して裁決を行う。
- 新行審法による審理手続
 - ① 新たに審査庁が指名する職員である「審理員」による審理手続
 - ② 審査庁の裁決に際して新第三者機関への諮問
 - ※ ①の審理員手続は、条例に基づく処分については、適用除外することができる。
 - ②の新第三者機関への諮問は、①で審理員手続を適用除外した時は不要。

2 公開請求等の審理員手続の適用除外することについて

下記の理由により、公開請求等の不服申立てについて審理員手続は適用除外とすることとする。

- ① 条例の処分について審理員手続の適用除外を容認していること。
 - 国の情報公開制度及び個人情報保護制度や他都市でも審理員手続が適用除外していること。
(国は、従来どおり「内閣府情報公開・個人情報保護審査会」が審理を行い、他の政令市でも審理員手続を適用除外する方針であること。
- ② 審査会等の審議は、新行審法の要求する審理の公正性があること。
 - 市の審査会等の審理は、1)処分庁等から独立性があること、2)審理手続は当事者からの意見等(弁明, 反論, 口頭意見陳述)を踏まえ審理員手続と同等以上の公正性を備えていること、3)実施機関はその答申を尊重して裁決をすること。
 - ◆ 総務省の行政不服審査制度の見直し方針(平成25年6月21日総務省)で「行政不服審査法と同等以上の手続保障の水準を確保することを基本として、(略)必要な規定の整備を行うことが適当である。」とされ、改正法の求める手続保障の水準を確保することが、第9条第1項本文の適用を除外する条件と考えられる。
- ③ 現行の市の審査会等は審理に関し、長年の蓄積を有していること。
 - 情報公開審査会は昭和63年から、個人情報保護審議会は平成3年から不服申立て事案の審理を行っており、公開・非公開等の判断に関して長年の蓄積がある。

3 その他の条例改正の要検討事項

- 口頭意見陳述時に審理関係人(請求人, 参加人, 処分庁)を参加させ、請求人からの処分庁への質問を認めること(新行審法31条)
 - ・ 審理員手続を適用除外した場合、新行審法では口頭意見陳述の機会を「審査庁」が与えるべきものとされる。
 - ・ 特段の手当てをしなければ、新行審法の「審査庁」での口頭意見陳述と「審査会等」での口頭意見陳述が併存することとなる。

4 予定等

上記方針により12月議会で各条例の改正案を提出する予定。

(参考) (新) 行政不服審査法

(審理員)

第9条 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（略）以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第17条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第3節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

(1) 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

(2) 審査請求人

(3) 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

(4)～(7) 略

3 審査庁が第1項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第1の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第17条、第40条、第42条及び第50条第2項の規定は、適用しない。

4 前項に規定する場合において、審査庁は、必要があると認めるときは、その職員（第2項各号（第1項各号に掲げる機関の構成員にあっては、第1号を除く。）に掲げる者以外の者に限る。）に、前項において読み替えて適用する第31条第1項の規定による審査請求人若しくは第13条第4項に規定する参加人の意見の陳述を聴かせ、前項において読み替えて適用する第34条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替えて適用する第35条第1項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第36条の規定による第28条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第37条第1項若しくは第2項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

(口頭意見陳述)

第31条 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第41条第2項第2号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。